

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成27年6月1日（平成27年（行情）諮問第332号）

答申日：平成28年6月22日（平成28年度（行情）答申第142号）

事件名：特定職員が特定メールで事実であると断定した根拠について書かれた文書の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「特定年月日，海幕服務室の事務官が，メールで『特定事件の公益通報者が証拠を保全してから，公益通報まで時間があいたことについて客観的に合理的な理由がないのも事実です』といった趣旨のことを述べているが，彼が『事実です』と断定した根拠について書かれた文書」（以下「本件対象文書」という。）につき，これを保有していないとして不開示とした決定は，妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し，平成26年12月4日付け防官文第17808号により防衛大臣が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，文書の再特定を求める。

#### 2 異議申立ての理由

「客観的に合理的理由がない」と断定するからには，根拠があるはずである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は，「特定年月日，海幕服務室の事務官が，メールで『特定事件の公益通報者が証拠を保全してから，公益通報まで時間があいたことについて客観的に合理的な理由がないのも事実です』（以下「本件メール」という。）といった趣旨のことを述べているが，彼が『事実です』と断定した根拠について書かれた文書。」を求めるものであり，開示請求に該当する本件対象文書を探索したが，その作成及び取得について確認することができなかったことから，文書不存在による原処分を行った。

#### 2 本件対象文書の保有の有無について

本件対象文書については，海上幕僚監部の関係部署において，机，書庫及びパソコンを探索したが，保有を確認することができず，本件開示請求中の「海幕服務室の事務官」を含む当時の関係職員にも聞き取りを行った

が、その作成及び取得を確認することができなかったことから、不存在につき不開示としたものである。また、本件異議申立てを受け、念のため、海上幕僚監部の関係部署において改めて行った探索においても、本件対象文書についてはその存在を確認できなかった。

### 3 異議申立人の主張について

異議申立人は、「『客観的合理的理由がない』と断定するからには、根拠があるはずである。」と主張し、処分の取消し及び文書の再特定を求め、上記2のとおり、本件対象文書についてはその存在を確認できなかったことから不開示としたものであり、異議申立人の主張には理由がなく、原処分を維持することが適当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |               |
|--------------|---------------|
| ① 平成27年6月1日  | 諮問の受理         |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 平成28年5月23日 | 審議            |
| ④ 同年6月20日    | 審議            |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、海上幕僚監部補任課サービス事務官（以下「事務官」という。）が、本件メールにおいて「客観的に合理的な理由がないのも事実です」と断定した根拠について書かれた文書である。

諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

### 2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件メールについては、別件の諮問事件（平成25年（行情）第360号）の異議申立書に写しが添付されている事務官が送信した電子メール（以下「電子メール」という。）を指しており、電子メールには「客観的かつ合理的理由が存在しないのも事実です」との記載がされている。

イ 本件開示請求を受け、当該事務官及び当時の関係職員に聞き取りを行ったが、本件対象文書の作成及び取得を確認できず、さらに、海上幕僚監部の関係部署において、執務室内の机、書庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

ウ 本件異議申立てを受け、确实を期すために再度上記イの探索を行ったが、本件対象文書の保有は確認されなかった。

(2) 諮問庁から電子メールの提示を受けて確認したところ、その内容は、諮問庁の上記(1)アの説明のとおりであり、本件対象文書の存在は確認できなかった旨の諮問庁の上記(1)の説明が不自然、不合理とはいえ、他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久